

日 時 平成28年9月16日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (15人)

| | |
|----------|----------|
| 1番 北山一衛 | 2番 三上廣大 |
| 3番 高橋美紀子 | 4番 今大介 |
| 5番 工藤禎子 | 6番 佐々木隆 |
| 7番 後藤秀憲 | 9番 大久保朝泰 |
| 10番 大溝雅昭 | 11番 工藤和子 |
| 12番 福士幸雄 | 13番 工藤俊広 |
| 14番 村上啓二 | 15番 中田博文 |
| 16番 村上隆昭 | |

欠席議員 (1人)

8番 工藤和行

出席要求による出席者職氏名

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 市長 高樋 憲 | 副市長 有馬 喜代史 |
| 総務部長 成田 耕作 | 企画財政部長 阿保 正一 |
| 健康福祉部長兼 福祉事務所長 五十嵐 茂幸 | 農林部長 玉田 純一 |
| 商工観光部長 松井 良 | 建設部長 三上 亮介 |
| 総務課長 真土 亨 | 市民環境課長 工藤 隆彦 |
| 企画課長 田中 淳子 | 財政課長 鳴海 淳造 |
| 国保年金課長 木村 斉吾 | 福祉総務課長 千葉 毅 |
| 介護保険課長兼 地域包括支援センター長 青木 金光 | 上下水道課長 今 優 |
| 農業委員会会長 木立 康行 | 選挙管理委員会 委員長 山田 明匡 |
| 監査委員 廣瀬 左喜男 | 教育委員会 委員長 村上 良子 |
| 教育長 阿保 淳士 | 教育部長兼 市民文化会館長 成田 秀範 |
| 学校教育課長 藤田 克文 | 黒石病院 事業管理者 柿崎 武光 |
| 黒石病院 事務局長 小林 清一郎 | 黒石病院 事務局長 村上 靖 |

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成28年第3回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成28年9月16日(金) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第25号 平成28年度黒石市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第3 報告第26号 黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の完了について
- 第4 報告第27号 黒石市財政の平成27年度決算に基づく健全化判断比率について
- 第5 報告第28号 黒石市公営企業の平成27年度決算に基づく資金不足比率について
- 第6 議案第57号 平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第58号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第59号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第60号 平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第61号 平成27年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第62号 平成27年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第63号 平成27年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第64号 平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第65号 平成27年度黒石市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第66号 平成27年度黒石市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第67号 平成27年度黒石市中川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第68号 平成27年度黒石市上十川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第69号 平成27年度黒石市追子野木財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第70号 平成27年度黒石市温湯財産区会計歳入歳出決算認定について

- 第20 議案第71号 平成27年度黒石市袋財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第72号 平成27年度黒石市南中野財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第73号 平成27年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定について
- 第23 議案第74号 平成27年度黒石市水道事業会計決算認定について
- 第24 議案第75号 平成27年度黒石市下水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第76号 黒石市手話言語条例制定について
- 第26 議案第77号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第78号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第79号 財産の処分について
- 第29 議案第80号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第30 議案第81号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第31 議案第82号 平成28年度黒石市一般会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第83号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第84号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第85号 平成28年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第86号 平成28年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第87号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第88号 平成28年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第89号 平成28年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第90号 平成28年度黒石市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第91号 平成28年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第41 議員派遣の件

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 長谷川 直 伸
次 長 幾 田 良 一
次長補佐兼議事係長 村 元 裕

主 事 櫛 引 亮 兵

会議の顛末

午前10時03分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9番大久保朝泰議員、11番工藤和子議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第25号 処分第16号 平成28年度黒石市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第25号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第26号 黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の完了についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第26号 黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の完了についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第4 報告第27号 黒石市財政の平成27年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第27号 黒石市財政の平成27年度決算に基づく健全化判断比率についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第5 報告第28号 黒石市公営企業の平成27年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第28号 黒石市公営企業の平成27年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第6 議案第57号 平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24 議案第75号 平成27年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて19件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので御報告いたします。

これより、議案第57号から議案第75号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第57号 平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算に反対するものであります。

総務省は、平成27年度地方創生に取り組むためのまち・ひと・しごと創生事業費として1兆円計上し、地方交付税の増額措置をしました。うち0.5兆円は昨年度に、昨年度というのは平成26年度ですけれども、前年度ですから、地域元気創造事業として本市も取り組んでいます。もちろん、国の肝いりのもので、地方自治体は取り組まざるを得ませんが、立ち上げた事業が継続、発展していけるのかという、きちんとした財政的な保障はありません。財源は消費税増税を前提にしていることや取り組みの必要度、取り組みの成果で算定されます。取り組みいかなでは、事業をずっと続けることが難しくなる可能性もはらんでいます。実際に当時の石破地方創生大臣は、実際に成果が出ない自治体は交付税を減らすという趣旨の発言をしています。我が党は成果ではなく必要度で算定するよう求めています。

また、本来地方交付税制度は、地域による条件のよしあしにかかわらず格差を是正し、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを可能とする制度です。ですから、成績で交付税を加減されることは、地方交付税の役割に逆行するものです。このように、まち・ひと・しごと創生事業にアドバルーンを上げる一方で、本市の暮らしや社会保障分野では、子供の医療費は県内最低の就学前まで、保育料が高い、家庭用ごみ袋の異常な高さになっています。この軽減が図られていないことなどから、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 13番工藤俊広議員。

◎13番（工藤俊広） 私は、議案第57号 平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算に賛成するものであります。

ただいま工藤禎子議員から反対の討論がございましたけれども、必要に応じて財政措置ができるほど国が潤沢な今財政状況にあるのであれば、それはそうかもしれませんけれども、地方が必要とするものをみずから事業を創出して、その事業をいかに交付税措置をしていく、この考え方は、私は間違いではないというふうに思う次第であります。それに黒石市は、平成27年度実質収支4億6,445万円の黒字であり、財政調整基金も6,400万円増額し5億9,100万円としたことは、節度のある予算執行の結果でもあります。このことは、市の大きな課題である財政健全化、そして今後実施予定の小学校の統合校建設など大型事業のため、財政確保の観点からも評価に値するものであります。

また、厳しい財政状況ながらも実施した黒石中学校第2体育館の改築は、武道場の機能を有した施設に建てかえることによって教育環境の向上と学校施設の安全を図り、また、松の湯交流館の建設、開業は、地域のにぎわいの創出、活性化を図るものであり、安全な黒石、元気な黒石の実現に大いに貢献するものであります。各施策においても、限られた財源で有効的かつ効率的に展開していると認められることから、この平成27年度黒石市一般会計歳入歳出決算に賛成いたします。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第58号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成27年度国民健康保険特別会計決算に反対するものであります。

昭和36年に国民全員が何らかの医療保険に加入することが義務化され、国民皆保険として再編されました。しかし低所得者が多いため、当初は国庫負担が70%あったものが、現在は23%ほどになっています。当然医療費とのバランスで値上げをする、また自治体では、一般会計からの法定繰り上げをするなどして国保会計を維持し、そして国保税料も負担軽減を図っている

ところもあります。今、国保会計では、現在の黒石の加入者は非正規雇用、パート、アルバイト、ワーキングプアの人たち、またシングルマザーなど低所得者が増加しています。国保納税義務者6,001人のうち、所得額がゼロから200万円までの加入者は全体の82%を占めています。そのうち、滞納世帯のうち、所得額がゼロから200万円までが84.4%を占め、つまり、国保世帯で所得の低い人が多く加入している。したがって滞納もそこに集中し、50代、60代、40代が4分の3を占め、その次が30代の滞納となっています。この現状の中で、3カ月区切りの短期保険証が515世帯、保険税を払っていないと市役所に保険証をとめ置きされているのが200世帯、差し押さえは298件と、実質で弘前市よりも多くなっています。それらのことは、国保法の中ですることができる規定となっていますが、命にかかわる医療保険です。もっと吟味し、直接対話をするなどして、短期やとめ置きを少なくすべきではないでしょうか。しかし、数字的には逆にふえています。それが、反対理由の1つです。

2つ目は、国保税が高いことです。1人当たりの国保税は9万5,000円で、10市の中で2位となっています。そうした中、一方では4億3,000万円余の黒字を持っていますので、私は引き下げに充てるべきだと。その用意がないので反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第58号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

本市では人口減少などによって保険税収入が減少し、高齢化と医療の高度化により医療費が増加して歳出が増高するなどの複合的要因の中で、厳しい国保運営を強いられております。その中で、レセプト点検、ジェネリック医薬品の利用推進や医療費通知などで医療費適正化を図りながら、生活習慣病を予防するための特定健康診査の受診日程をふやすなどの予防医療を進めて、歳出抑制に努めております。また、基金の繰り入れや活用可能な補助金等の申請により歳入確保を図るとともに、低所得者や倒産等により解雇された人への保健税負担を軽減しながら、国保会計の健全運営に努めております。このことから私は、平成27年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第59号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第60号 平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第59号から議案第60号まで、合わせて2件を一括して、質疑、討論、採決いたします。

議案第59号から議案第60号まで、合わせて2件に対する委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

議案第59号から議案第60号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第60号 平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで、合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第61号 平成27年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成27年度黒石市介護保険特別会計決算に反対するものであります。

2000年に介護の社会化を掲げて介護保険制度が導入されてから15年目になります。平成27年度は6期の始まりの年ですが、期を重ねるごとに保険料は高くなっています。本市では所得段階の基準である5段階ですと、年保険料が7万200円。うち、さらなる負担増は1万452円と

なっています。そのため、決算では約1億1,770万円の引き上げになる増収となりました。

反対理由の1つは、値上げした会計であるということ。2つ目の理由は、介護保険料が高齢者人口がふえる中で、値上げをしていかなければ会計が成り立たない仕組みであることから、団塊の世代を考えれば税金よりも高い介護保険料という事態になっていきます。今でも基準の方で年7万200円。所得金額120万円未満は8万4,240円。介護保険料が高いという声がよく聞かれるようになりました。一般会計からの繰り入れで介護保険料の軽減策を講ずることはできるし、全国で取り組んでいるところもありますが、これがなされていないこと。反対理由の3つ目は、介護保険料が上がり、年金は目減りする。ですから、利用サービスを減らしている傾向が見られます。これでは介護保険制度の目的を果たしていると言えるでしょうか。ここに、この制度の矛盾があります。以上の点を指摘して反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 3番高橋美紀子議員。

◎3番（高橋美紀子） 私は、議案第61号 平成27年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

現在、急速に進んでいる少子高齢化の傾向は本市においても例外ではなく、高齢化率は29%を超え、介護を必要とする高齢者が増加し保険給付費も年々増加しておりますが、第6期介護保険事業計画では介護保険料を県内10市で一番低く抑えており、介護保険加入者の負担軽減を図りながらも、介護事業、介護予防事業などを実施し、介護を必要とする人に適正な介護サービスの提供に努めており、介護保険事業が健全に効率的に運営されていることは高く評価されるものであります。このことから私は、平成27年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第62号 平成27年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第75号 平成27年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第62号から議案第75号まで、合わせて14件を一括

して、質疑、討論、採決いたします。

議案第62号から議案第75号まで、合わせて14件に対する委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第62号から議案第75号まで、合わせて14件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号 平成27年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第75号 平成27年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて14件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長(北山一衛) 手話通訳者入場のため、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 開議

◎議長(北山一衛) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第76号 黒石市手話言語条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(五十嵐茂幸) 議案第76号は黒石市手話言語条例制定についてであります。15ページをお開きください。提案理由は、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話への理解に努めることで、ろう者が手話を使いやすい環境をつくり、全ての市民がお互いを尊重し合い、ともに生きる地域社会の実現を目指し、条例を制定しようとするものであります。

この手話言語条例は、現在、全国52の自治体で制定されていますが、東北地方では福島県郡山市のみで、青森県ではまだ制定しているところはありません。可決されれば県内初の、第1号となります。

基本理念として、第4条では手話への理解促進及び手話の普及は、ろう者が手話による円滑

な意思疎通を図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として行わなければならないとしました。第5条から第7条は、市の責務、市民の役割、事業所の役割を明記いたしました。

まず、第5条の市の責務は、市は手話への理解の促進及び手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができ、自立した生活や地域における社会参加を保障するため必要な施策を推進するものとする。市は、公的機関及び事業者が合理的配慮を行うことができるよう、必要な支援を推進するものとする。第6条は、市民の役割として、市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。また、ろう者は、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策に協力するものとする。第7条は、事業所の役割として、事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう求めるものとするといったしました。第8条では、施策の推進として普及啓発、情報を得る機会の拡大、手話通訳者の設置、派遣等の施策を掲げました。

なお、この条例は平成28年10月1日から施行しようとするものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 9月4日の県ろうあ者大会で、県の会長が1880年のミラノ会議では手話は必要ないというふうにされていました。それから30年間、2010年、平成22年にそれを覆し、手話は言語であると明記されました。世界も含めて認識がおくれていること、そして、30年間の理解されなかった皆さんの御苦勞に本当に心が痛みます。これは、憲法で定められている基本的人権の尊重をきちんと押さえることが必要だと思います。人権の保護、社会的にも差別されない普通の世の中にするために、この条例には賛同するものであります。

そこで3点お聞きするのは、今後、具体的な取り組みをどのように考えているのか。2点目は、ろう者とかろうあ者とかという表現ではなく、聴覚障害者というふうに統一するとか、そういう動きとか考えとかあったらお知らせ願いたいと思います。3つ目は、先ほど部長も言ったように、全国で52自治体が手話言語条例を定めています。名称がいろいろあります。紹介するといっぱいあるんですけども、手と手でハートをつなぐ手話条例、心の架け橋手話言語条例とかいろいろあるんですけども、例えばそういう名称といますか条例をやる考えというのはないんでしょうか。

◎議長（北山一衛） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（五十嵐茂幸） 今後の事業の関係なんですけれども、まず条例を制定したということで、市民及び事業者はこの条例の内容について、市の広報紙、あるいはホームページ、チラシ等によって周知をして、手話に対しての理解を深めてもらいたいと考えております。それから、手話講座や手話通訳者を派遣する制度ありますけれども、こちらのほうも事業者に対して周知をして利用してもらうことで、ろう者が手話による情報を得る機会を広げていきたいと思っております。それから、これ教育委員会のほうとも協議しないといけない事項なんですけれども、小さいころから手話に興味を持ってもらうという観点から、小学校、中学校のほうでも講習会とかやっていきたいなという考えを持っております。それから、条例の名前なんですけれども、短くしています。というのは、子供でもお年寄りでも簡単にわかりやすいようにしたいということで、短くいたしました。思いは前文のほうに全部書いてありますので、よろしく願いいたします。

表現のことなんですけれども、第2条のところで、ろう者を、手話通訳を言語としてコミュニケーションを図る聴覚障害者としております。なるべく皆さんで使いやすいような呼び方に統一をしていきたいなとは思っておりますけれども、いろいろなものが今までどおり使われていますので、そこら辺のところも検討していきたいと思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 13番工藤俊広議員。

◎13番（工藤俊広） 今回の手話言語条例、これは大変すばらしい提案だというふうに我々議員も承知しております。先ほど工藤禎子議員からも今後の具体策を非常に望む声がこれから大きくなっていくものというふうに思います。まずは庁内での手話通訳に対する、現在1名体制ということ、窓口業務を含め職員の皆さんの努力でカバーできる部分、また、新たに配置しなければいけない部分、そういったことの取り組みを、しっかり、まずは庁内から進めていくことを望みたいというふうに思います。そしてまた、東北で2番目、青森県で最初の条例制定ということで、これを提案された市長の思いに同感するものでもありますし、市長のほうからも、きょう、ろうの方がたくさん来ておりますので、一言メッセージがあればお伺いしたいというふうに思います。

◎議長（北山一衛） 市長。

◎市長（高樋憲） 今回、この手話言語条例を上程させていただきましたけれども、国が今回、障害者基本法を改正し、手話を言語としてようやく認めていただいたと。これは、ちょっと遅すぎだなと思っております。そういう状況の中で、先般、全国の市長会のときに、全国手話言語市区長会というのがありまして、そこに私も参加させていただきました。そして、まだまだ全国的にはこれに対する取り組みは、スピード感は遅いような感じがいたしました。しかし私

自身、黒石市を見てますと、この条例を制定する、しない以前に、ある面では、黒石は手話に対する取り組みは、市民の関心度は高い地域だというふうに私は認識いたしてます。そういう部分での今回の手話言語条例を制定することに対しては、私自身は何ら戸惑いもなく、当然これはやらなければいけないと、そういう気持ちで今回上程させていただいたわけでありまして。今回議員の皆様方の御賛同を得て、これ御議決いただけるものと私は確信いたしてはいますが、これは、まだ一つのスタートです。私自身が目指してる黒石というのは、ユニバーサルデザインのある黒石です。ですので、今回のこの条例を一つの契機とし、さらにいろんなハードルのない、バリアのない、そういう黒石に皆さんとともに作り上げていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ今後とも、なお一層の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 手話通訳者退場のため、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時40分 開 議

◎議長（北山一衛） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第77号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第27 議案第78号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第28 議案第79号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第29 議案第80号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第30 議案第81号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第81号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字温湯字鶴泉41番地

氏 名 盛 ヌリイ

生年月日 昭和19年3月20日

以上です。

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第31 議案第82号 平成28年度黒石市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。15番中田博文議員。

◎15番(中田博文) まずは63ページ、教育費の中の2項小学校費の15節学校補修等工事費、この1,200万円の内訳をお願いいたします。そしてまた、けさ県内の地方紙にガス管水につかる、劣化の可能性捜査というタイトルでの記事が載っておりました。LPガスの配管も水につかるトラブルが相次いでいたこと、そしてまた、県警と黒石署は、ガス配管が水につかって劣化した可能性を視野に入れて慎重に調べを続けている。結果的に原因の究明は爆発事故との因果関係の有無についても調べる。まだ原因の究明はなされてはいないという内容でありますけれども、2013年、2014年に2度起きたことを把握していると説明。教育委員会のほうで。そしてまた、2014年10月には床下にある排水管の接続部分が破損して漏水が起きたことが原因としたということですので、この間、漏水が2回あったり、それにまだまだ問題があるというような感じの記事でありますので、このあたりに教育委員会自体が本当に抜本的な対策、対応を、工事的なものをしっかりやったのかどうかという疑問が出てくるわけなんですけれども、その当時の教育委員会は、どのようなこの漏水に対して見解を持ってたかということをお尋ねいたします。

◎議長(北山一衛) 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長(成田秀範) まずは工事費の1,200万円の内訳についてお答えしたいと思います。この1,200万円の工事費につきましては、旧厚目内小・中学校の体育館の外装の

改修工事を見込んだものであります。ことしの春の強風で、経年劣化していた屋根の部分ですとか外壁が剥がれ落ちたため、今後被害の拡大の防止と、災害時に厚目内地区の住民の方々の避難場所となっておりますので、最低限の修理工事費の予算を計上したものであります。

続きまして、けさほどの東奥日報の記事の部分でありますけれども、2013年と2014年の2回水がたまってあったというふうなことは、私も聞いております。その都度適切な処置をしておったということも聞いております。そのほかに、今後そういうふうなことがないようにというふうなことで、今現在教育委員会では、これでもかというふうなくらい適切な指示等、注意喚起やってきておりますので、二度とそのような事故が起きないように対策を今、講じているところであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） そうすれば工事費なんですけれども、厚目内中学校の屋根、そういうものの修繕等ということでもありますけれども、実際厚目内のほうでは学校を避難場所にはなってるけれども、普段は利用しようとかというのはなされていないと思いますけれども、教育委員会と厚目内地区との話し合いというものほどのようになっているのか。普段の使う使わない、貸す貸さないというものをどういうふうになってるかということをお尋ねいたします。

それと、六郷小学校の爆発に関するコメント、わかるような感じではありますけれども、その当時、もっともっと抜本的なものを、こういうときはこういうという悪い意味での想定をしながら物事をやってれば事故は起きなかったということを感じておりますけれども、教育委員会は1年前の事故から何か恭順な形になってるのか、謹慎ではありませんけれども静かになってるような感じを受けております。1番の問題は、原因が究明されていく、結果が出るということになると、今まで1年間たっていますけれども、教育委員会もしくは学校も含めて責任の所在が全然見えない、出てこない、あらわしてもらえないということが、何か地区の方々も議員の方々も若干クエスチョンを置いてるという問題がそこにあるわけでありまして。原因は原因としながらも、学校の中で起きた事故ということになると学校に責任あるし、そしてまた、その上にある教育委員会にあるというふうに私個人はそのような見解を持っておりますけれども、教育委員会のほうでの答弁は、原因がまだ究明されていない云々で今まで来ているわけでありまして、原因が究明云々の前に事故が起きたという既成事実はあるわけでありまして、もっともっと捉え方、考え方、コメントというものは、もっと違った意味で出てこなければいけないのかなということで、ここ1年間非常に残念な気持ちでいた一人であります。ということで、原因が究明されるかどうかはさておいて、責任所在というものをこれからしっかり出していかなければいけないというふうに私は思っておりますけれども、教育委員会の見解をお願いいたします。

◎議長（北山一衛） 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（成田秀範） まず、厚目内の工事の部分でありますけども、このことにつきましては、幸いといいますかそういうふうな災害がないということで、避難する部分までには至っておりません。ただ、災害があったときにそういう避難場所というふうなことになっておりますので、最低限の修理をするということでもあります。また、地区の方たちとの話し合いにつきましては、今現在もその辺協議中でありますので、その使い方とかに関しましては、まだ継続して協議しているところであります。あと、六郷小学校の今の件でありますけれども、教育委員会としては、確かに1人の命がなくなっていることは重く受けとめております。できるだけ早くその辺、原因が究明されることも、我々も全面的に捜査のほうに協力しているところでありますので、管の検査とかいろいろなものが、警察のほうでも調査して、その辺がだんだん、行き詰まってというか、そろそろ結果が出るのかなというふうなことも我々も思っているところなんですけれども、何せこれが原因だという特定できるものが今のところまだないということもあるみたいですので、その辺は捜査を、こちらとしては成り行きを見ていきたいなというふうなことでもあります。以上であります。

◎議長（北山一衛） 6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） 60ページ土木費2項1目の道路維持費、900万円ほど減額されております。十川地内道路調査設計業務委託料。減額した理由と箇所、どういう工事だったのかお知らせください。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 佐々木議員の上十川地内道路調査設計等業務委託の減について説明いたします。この予算はことしの6月、第2回定例会の際に、上十川地内長坂地区の橋なんですけども、橋の修理ということで、応急工事費と本工事に着工するための設計委託料、この委託料がその委託料なんですけども、計上しております。応急工事は終わっております。状況というのは、橋げたの下がえぐれてしまって橋の崩落の危険性があると。そこは生活道路でございますので、そういうことで4月に急遽案件を上げたものでございます。応急工事は終了して、丈夫な応急工事ですので、期間的には2年3年もつという応急工事なんですけども、本工事に今度変わって、委託料で調査に入る予定だったんですけども、これ6月に単費で計上しておりました。補助なしで単独でやる工事ということで計上してました。その後の調査で、市道認定を受けない道路だったものですから、ことし市道認定を受けて、来年補助対象で申請をすれば補助をもらえるということの道筋が見えましたので、今回、6月に上げたばかりなんですけども、わかりやすくその委託料を減額して、来年当初にまた盛ろうということでございます。以上です。

◎議長（北山一衛） 6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） 今、部長のほうから答弁がありまして、調査したら市道認定を受けていないというお話でありましたけれども、黒石市地内にそうやって市道認定を受けていないで一般の生活道路として使ってる箇所、わかる範囲で教えてください。調べた結果、市道認定を受ければ県のほうから補助がもらえるというお話ですけれども、いろんな事業があると思うんですけれども、そうやって県、国から補助をもらえるものを探して、この財政厳しい本市でありますので、そういうものをもっともっと、土木課だけでなくいろんな課でそういうものを調べて国のお金を使ってほしいなと思います。箇所わかったら教えてください。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 大変申し訳ございません。今データの持ち合わせがございませんので、後ほど箇所地についてはお配りしたいと思います。

（「はいお願いします」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） 57ページの3目の農業振興費のところでお聞きしたいんですけれども、市長さんが就任してから、去年の六、七月ごろから6次産業で酒粕を使った商品、それからこの間決算でも質問しましたけれども、赤いリンゴ。それから、スープですね。トマト、ニンジン、アスパラガスのスープ。ムツニシキなどなど。いろいろ皆さん頑張ってやっていますけれども、その経過ですね。今どの辺まで進んでいるのかお聞きいたします。

◎議長（北山一衛） 農林部長。

◎農林部長（玉田純一） 私のほうからは赤いリンゴ、黒石1号を使ったスイーツ、それからスープについてお答えしたいと思います。

赤いリンゴにつきましては、ことし農家の方数軒と実の契約を結びまして、先月から収穫しております。それを、市内のお菓子屋さん3カ所ですけれども、届けて、試作品の制作にかかっております。先日、試作品ができてきまして、農林課と市長、副市長と試食したところです。それから、青森のおきな屋さんのほうにも昨年に引き続き試作をお願いしております、これにつきましては、11月のりんごまつりの際には試作として出す準備を進めております。

次に、スープのほうですけれども、ニンジン、アスパラガス、トマトを使ったスープを地元の加工業者ですけれども委託しまして、現在は市の観光開発公社が事業主体となりまして、作成に着手しております。また、スープもできまして、あした、あさってのこみせまつりで、試作ということで皆さんのほうに出していきたいなと、そういうふうに進めております。以上です。

◎議長（北山一衛） 商工観光部長。

◎商工観光部長（松井良） 私のほうからは酒粕スイーツのお話でございます。現段階で二、三社試作を終えて、あすのこみせまつりの中で試食会をする予定でございますが、現段階で出せるというのは、確認は受けてませんけれども、多分大丈夫だと思います。あす、御期待していただきたいと思います。

◎議長（北山一衛） 工藤和子議員に申し上げたいんですけれども、関連ということであれば、どこの項目を指してるのか言ってから、関連として質問していただきたいと。余り関係なければ、なるべく質疑は控えるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。商工観光部長。

◎商工観光部長（松井良） 失礼いたしました、私ちょっと勘違いしてました。地酒まつりでは出せるということでございます。10月1日でございます。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） 57ページのりんご生産対策費。

先般、工藤禎子議員が一般質問で黒星病のことを聞きました。それで、行政側の回答は得たわけですが、黒星病の認識はリンゴつくってる人はみんな覚えてると思うんだけど、初期防除のおくれ。そしていま一つは、一番の大きな要因は、夏場が高温であったにせよ、朝晩の夜温の温度が低いから夏場の病害虫がとまらなかった。普通では7月20日ころ、10日ころってばなくなるんですよ。これが今回ずっときちゃった。そういうことが原因ですので、これに必要とする農薬の開発といいますか、そういうものを求めていきたいと。それが会議の席上で言っていただきたい。いま一つは、黒星病ぐらいに騒がれていませんけれども、うどん粉病。これはジョナゴールド系統を中心に、調査の方法はあるんだが、腐乱病ぐらいのことでの同じ調査でいくと、大体被害率は100%近いものがありますよ。これを何とか、このものについても開発するように。特効薬がないんです。ですから、そこら辺を、よく現場を踏まえてね、県の会議なり、その中でおっしゃっていただければ大変ありがたいと。要望です。意見があったらお知らせください。

◎議長（北山一衛） 農林部長。

◎農林部長（玉田純一） 先般、一般質問の中でも話しておりましたけれども、申し入れをするということで、会議の席では縷々話ししたいと考えておりました。合わせて、きのうですけれども、中南の県民局に行きまして、農林水産部長、それから室長のほうにも同じ話を申し入れて要望してきたところです。機会あるたびにいろいろな情報を、県から受けるのはもちろんですけれども、市の農家の方の気持ちを、言葉を伝えていきたいと思ひます。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第32 議案第83号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第33 議案第84号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第34 議案第85号 平成28年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第35 議案第86号 平成28年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第36 議案87号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第37 議案第88号 平成28年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） 116ページ、温泉管理費の中の需用費182万3,000円、修繕料。この内訳をお願いいたします。そしてまた、今まで50年以上この供給事業をしてるわけでありましてけれども、結構場面場面で何百万、何千万円という修繕等を、公費を投入しているわけでありましてけれども、主だったものをわかる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。それと、供給開始してから何億円今まで投資、投入してきてるかも、大ざっぱでも結構ですのでわかる範囲でお尋ねいたします。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 中田議員の温泉管理費の修繕料の内訳ということの説明をいたします。

毎年であれば予備費にこの繰越金を計上するところでございますけれども、今回お湯をくみ上げているポンプ、浅瀬石川ダムの向かい側のほうに2基あるんですが、そのうちの奥のほうの2号機がポンプ故障しまして、そのポンプ取りかえに500万円程度かかっております。それが当初で盛ってなかったものですから、このたび修繕料に盛り返すという内容でございます。あと、これまでの主な工事と、修繕料とかそういう工事を含めてのかかったお金のことなんですけれども、今ちょっとデータを持っていないので、後ほどお配りしたいと思います。

◎議長（北山一衛） 15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） 今答弁の中にポンプの修繕というような答弁ありましたけれども、ポンプあたりというは寿命あたりどういうふうになっているのか。というのは、ポンプを取りかえるとなると、民間の小さいようなポンプでも100万円くらいというふうに認識しているわけなんですけれども、市でやってる温泉供給あたりのポンプというのは、新規で新しいのに取りかえるとどれぐらいのものを更新しているのか。修繕もちょっと壊れると何百万円ということで、本当に懸念する事業だと思っておりますけれども、担当はどのように認識しているかということをお尋ねいたします。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 揚湯ポンプと言うのですが、ポンプの寿命のことだと思いますけれども、大体、市の温泉では五、六年で交換になってございます。あと、どんなポンプという質問なんですけれども、浅瀬石川ダムの横に100メートルを超える地下のほうに沈めているポンプでございます。ほぼポンプが400万円以上ということで、その値段になってございます。浅瀬石川ダムに1号機、2号機、今回故障したのは2号機なんですけれども、1号機と2号機合わせて毎分400リットル、使用のお湯の量がそのうちの280リットルでございます。今回その揚湯ポンプ2号機がとまったときには、温泉使用者の方々に節約を求めてクリアしてございます。修理に1カ月とかかかるもんですから、そういうことで節約をお願いしてるという状況でございます。

以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第38 議案第89号 平成28年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第39 議案第90号 平成28年度黒石市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第40 議案第91号 平成28年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第41 議員派遣の件を議題といたします。

村上隆昭議員ほか14名から提出された、弘前市で開催される青森県市議会議員研修会への議員派遣の件についてをお諮りいたします。

本件は別紙のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎議長（北山一衛） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） 平成28年第3回黒石市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し

上げます。このたびの議会におきましては、平成27年度黒石市一般会計を初め、各会計の歳入歳出決算認定及び平成28年度補正予算など30議案につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、いよいよ実りの秋を迎え、黒石ブランドとしての復活に取り組んでおります黒石米ムツニシキも今月22日に収穫を予定しておりますが、作付面積を拡大しており、皆さんに食べていただく機会がふえるのではないかと楽しみにしているとともに、さらにPRに努めてまいりたいと考えております。また、伝統文化を体験できる黒石こみせまつり、豊かな食を堪能できる黒石地酒まつり、黒石りんごまつり、美しい自然に触れる中野もみじ山と黒石を満喫できるイベントが予定されております。黒石市に多くの方が訪れ、喜んでいただけるよう、おもてなしの気持ちを大切に、皆さんをお迎えしたいと考えております。これからも、誇れる故郷くろいしを目指して、将来を見据えた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様のより一層の御理解、御協力をお願い申し上げまして御挨拶といたします。

降 壇

◎議長（北山一衛） これにて、平成28年第3回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月16日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 大久保朝泰

黒石市議会議員 工藤和子